

Client Alert

3 April 2020

2020年感染症の予防及び管理(感染地域内の措置)規則(第2号)と第2局面

For further information, please contact:

Kherk Ying Chew
Partner
+603 2298 7933
kherkying.chew@wongpartners.com

Brian Chia
Partner
+603 2298 7999
brian.chia@wongpartners.com

Ee Von Teo
Partner
+603 2298 7810
eevon.teo@wongpartners.com

Eddie Chuah
Partner
+603 2298 7939
eddie.chuah@wongpartners.com

Kong Xin Qing
Associate
+603 2299 6541
xinqing.kong@wongpartners.com

Mynn Keng Loo
Associate
+603 2299 6512
mynnkeng.loo@wongpartners.com

日本語でのお問い合わせは、井上まで:

Yoko Inoue (井上 洋子)
+65 6434 2605
yoko.inoue@bakermckenzie.com

マレーシアの2020年感染症の予防及び管理(感染地域内の措置)規則(「規則」)が2020年3月31日に廃止された。マレーシア政府は、廃止された規則に代わり、COVID-19と引き続き戦う新しい2020年感染症の予防及び管理(感染地域内の措置)規則(第2号)(「規則(第2号)」)を発表した。

規則(第2号)は2020年4月1日から同年4月14日まで(「規制期間」)有効となる。規則(第2号)は前回の規則を実質的に反映しているが、体制下での必要不可欠なサービスのカテゴリを減らすことで制限、また、必要不可欠なサービスをサポートするロジスティクスサービスをリストに含め、明確にしている。

1. 更新された必要不可欠なサービスのリスト

規則(第2号)は、下記の(縮小・更新された)10のカテゴリの必要不可欠なサービスを含む:

- | | |
|--------------------|----------------------------------|
| (a) 食品; | (g) 栄養補助食品を含む、ヘルスケアと医療; |
| (b) 水; | (h) 銀行と金融; |
| (c) エネルギー; | (i) eコマース; |
| (d) 通信とインターネット; | (j) 必要不可欠なサービスの供給に限定されたロジスティクス。* |
| (e) 治安と国防; | |
| (f) 廃棄物管理、公共清掃と下水; | |

*2020年3月18日付けの規則に含まれていなかった新しいサービス。

規則(第2号)は、「インターネット」および「栄養補助食品」を新しく含むように、表現と必須サービスのリスト表記を改訂した。

また、必要不可欠なサービスの新しいカテゴリ(つまり「Essential Serviceの提供に限定されたロジスティクス」)も含まれた。これは、同カテゴリを含まなかった以前の規則の曖昧さを明確にし、規則(第2号)の下で、必要不可欠なサービスの提供に関する物流サービスが許可されることを規定している。



2. 移動の条件

規則(第2号)は、更に、現在マレーシアの幾つかの当局が課している移動条件を規定している。マレーシア国内のある場所から別の場所に移動する者は、その移動の目的に応じて、次の条件を順守する必要がある:

- (a) 移動の目的が食品、日用品、医薬品または栄養補助食品の購入である場合、移動は本人の住居から半径 10 キロ以内の場所、または最寄りの場所に限定され、同伴することが合理的に必要な場合を除き、他の人を同伴してはならない。
- (b) 移動の目的がヘルスケアまたは医療サービスである場合、本人の移動は住居から半径 10 キロ以内の場所、または住居に最も近い場所にのみ限定され、合理的に必要な場合に限り他の者が同行できる;
- (c) 移動の目的が公式業務を果たすことである場合、当局のオフィサーからの要請があれば、雇用主からの承認書を提示するものとする;
- (d) 移動の目的が必要不可欠なサービスに関する職務を遂行することの場合、当局のオフィサーからの要請があれば、雇用主からの承認書を提示するものとする。

従って、不可欠なサービスを提供する雇用主については、規制期間中に働いている従業員に対し、承認書を提供する必要がある。

3. インフラストラクチャ工事の為の移動

規則(第2号)は、必要不可欠なサービスに関連する、実行しないと必要不可欠なサービスの提供に影響を与えるか、インフラストラクチャ自体の安全性と安定性に影響を及ぼすような、インフラストラクチャ作業の必要性にも対応している。このような作業を行うために、ある場所から別の場所に移動することは許可され、当局のオフィサーから要請された場合、必要な証拠を提供するものとする。

4. 保健局長からの指示


保健局長は現在、規則(第2号)に基づいて、感染症の予防と管理を目的として、個人または個人グループに対して、一般的または具体的に措置の指示を出す権限を与えられている。

言い換えれば、保健局長からの指示は、特定事業体に発行されたものであっても法的拘束力があると見なされ、無視すべきではない。

5. 責任

規則(第2号)にパートナーシップによる違反が含まれる。

取締役、コンプライアンス担当者、パートナー、マネージャー、秘書役またはその他の同様なオフィサー、および法人またはパートナーシップの業務管理または支援を担当する者は、法人またはパートナーシップと連帯して責任を問われる場合がある。法人や



パートナーシップが有罪となった場合、該当する個人は、以下を証明できない限り、個人として罰則を科されるものとなる:

- (a) 違反は本人の知識、同意または黙認なしに行われた; 更に
- (b) 違反を防ぐために、全ての合理的な予防策を講じ、十分な注意を払った。

規則(第2号)の違反条項に、コンプライアンス担当者が具体的に含まれていることに注意が必要となる。コンプライアンス担当者は、法人を監督し、規則(第2号)を順守させることが期待される。

結論

現在、マレーシア政府は、新しい規則(第2号)で明らかのように、国民の移動を更に規制しており、より厳格な執行を実施する可能性が高い。また規制当局は、規則(第2号)に関する更なる指針を発行すると思われる。会社は、これらの動向を注意深く見守る必要がある。

www.wongpartners.com

Wong & Partners
Level 21
The Gardens South Tower
Mid Valley City
Lingkaran Syed Putra
59200 Kuala Lumpur

